

宿泊客増加に向けた観光地魅力創出促進事業補助金 交付に係る外部専門家派遣業務委託 仕様書

1 委託業務名

宿泊客増加に向けた観光地魅力創出促進事業補助金交付に係る外部専門家派遣業務

2 目的

一般社団法人山口県観光連盟（以下、「観光連盟」という。）が実施する宿泊客増加に向けた観光地魅力創出促進事業補助金の事業効果を最大化するため、補助事業者が顧客ニーズに沿った魅力的な商品やサービスを提供できるよう、補助事業者が必要とする専門家を派遣する。

3 委託期間

契約締結の日から2025年 3月21日(金)まで

4 業務内容

(1) 概要

補助事業者の希望に基づき専門家を選定し派遣する。

※ 別添「宿泊客増加に向けた観光地魅力創出促進事業補助金交付要綱」参照

(2) 内容

ア 補助事業者が補助金申請書に、派遣を希望する専門家の分野(飲食の商品開発、施設改修に係るインテリアコーディネーター、経営コンサルなど)の指定又は専門家の指名等について記入し、補助金交付決定を受けた補助事業者に対し、当該補助事業がより魅力的なコンテンツとなるよう助言するための専門家を派遣する。

イ 観光連盟は、交付決定した事業者のうちから、2事業者の範囲内で派遣対象事業者を選定し、事業者と希望内容を受託者に通知する。

ウ 専門家の派遣可能回数を提案すること。派遣は、原則、1事業者につき1件とし、実施効果に影響がなければオンライン実施も可能とする。
なお、実際の派遣については、事業者の希望実態に応じ、観光連盟と協議の上、決定する。

エ 受託者は、派遣する専門家を選定するに当たり、事業者の意向及び希

望を十分に把握の上、課題解決に繋がる専門家であることを確認し、必要に応じて専門家の選定について補助事業者へ助言する。

オ 受託者は、専門家について事業者と協議の上選定し、派遣日程を調整する。

カ 受託者は、専門家の選定結果及び派遣日程の調整結果を観光連盟に通知する。

キ 補助金の交付決定は、7月上旬を予定しており、専門家は、補助事業者の事業進捗を勘案の上、適切な時期に派遣すること。

(3) 実施箇所

山口県内

(4) 対象者

宿泊客増加に向けた観光地魅力創出促進事業補助金交付決定者

5 留意事項

(1) 事業により作成した成果物等の著作権は、観光連盟に帰属するものとする。

(2) 本仕様書に定めのない事項は、観光連盟及び受託者の協議により、決定するものとする。

(3) 本業務の達成に必要な一切の経費は、受託事業者の負担とする。